

2月29日(月)は固定資産税第4期の納期限です。

市税納期カレンダー

税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月1日
第2期	7月31日	8月31日	
第3期	12月25日	11月2日	
第4期	2月29日	2月1日	

納税に困っている方は、**早めのご相談を!**

失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、**休日相談窓口**を開設しますのでご利用ください。



<休日納税相談窓口>

3月13日(日) 9:00~17:00

問合せ・納付に関するご相談は 納税課

☎893-4411 内線246~255



日本年金機構 からのお知らせ

市県民税申告や所得税の確定申告の際に「平成27年分 公的年金等の源泉徴収票」をご利用ください

平成27年中に国民年金・厚生年金などの老齢又は退職を支給事由とする年金を受けられた皆さまに、平成27年分として支払われた年金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「平成27年分 公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構より1月中旬頃までに送付されています。

※「公的年金等の源泉徴収票」は、市県民税申告や所得税の確定申告を行う際に必要となります。

【源泉徴収票のお問い合わせ または 再交付受付】

■ **ねんきんダイヤル** ☎0570-05-1165 (050で始まる電話の場合は ☎03-6700-1165)

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください(年金証書や額改定通知書など日本年金機構が送付した書類に記載されています)。

■ **窓口での再交付は、最寄りの年金事務所へ**

※年金証書や額改定通知書など日本年金機構が送付した書類、本人確認ができる書類などが必要です。

※ご本人以外の場合には委任状などが必要となります(詳しくは年金事務所へご確認ください)。

問合せ: コザ年金事務所 お客様相談室 ☎933-2267(自動音声案内となります)

ペットとなかよく暮らせる街に!

ペットを飼う人が増える一方で、ペットに関するトラブルも増えています。他の人に迷惑をかけないためにも、ペットの習性をよく理解し、最後まで責任を持って世話をすることができるか家族全員でよく話し合しましょう。

「フンの始末をしない」「鳴き声がうるさくて眠れない」「放し飼いで困っている」などの苦情や相談が市へ寄せられています!

- **犬の放し飼い**は不慮の事故につながるため絶対にやめましょう。
- **犬のフンは飼い主が必ず始末** 犬のフンで道路を汚さないようにしましょう。
- **犬の散歩**は制御できる人が行い、適度な運動をさせましょう。
- **犬の鑑札・注射済票**は必ず首輪につけましょう。
- 生後90日以上の子犬は、**登録と毎年狂犬病予防注射**を必ず受けましょう。
- **ペットの遺棄**は、法律で禁止され罰せられます。どうしても飼えなくなった場合は、沖縄県動物愛護管理センター又は動物愛護団体へ相談しましょう。



問合せ: 環境対策課 ☎893-4411 内線451・456 沖縄県動物愛護管理センター ☎945-3043